

平成29年第2回庄原市議会定例会

木質バイオマス利活用プラント整備補助事業  
調査特別委員会報告書

平成29年3月9日

木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会

委員長	福	山	権	二
副委員長	谷	口	隆	明
委員	門	脇	俊	照
	岡	村	信	吉
	横	路	政	之
	吉	方	明	美
	政	野		太

## はじめに

平成 26 年第 6 回臨時会で設置された本委員会は、25 回の委員会を開催し、平成 28 年 8 月 17 日には木質バイオマス利活用プラント整備補助事業に係わる広島地方裁判所における住民訴訟の第 6 回公判の傍聴を含め、調査と検証を行った。(別紙)

本委員会の設置目的は、木質バイオマス利活用プラント整備補助事業の中止を受けて、当事業経過の検証と補助金返還に関する調査、さらに、このような事態の再発防止に関する調査であった。この設置目的に沿った審議において、事案に対する執行者と議会の責任問題をも明らかにすることとなった。

このことを踏まえて、当委員会は、平成 26 年 12 月定例会、議案第 147 号平成 26 年度庄原市一般会計補正予算(第 6 号)の委員会付託を受け、補助金返還金(不適正分)2 億 3,806 万 2,000 円について審議し、その際、関連事業全体の経過と問題点、さらに、執行者責任にも言及して本会議に報告した。

さらに、本委員会は、平成 27 年第 1 回定例議会本会議(3 月 25 日)において、当委員会としての中間報告を行い、当委員会の総括的判断を明らかにしてきた。

この報告は、その後の事業関連の経過報告と、問われてきた議会責任に関する本委員会のまとめである。

## 1. 経過

### (1) 木質バイオマス事業の終結

- ①平成 26 年 12 月議会で補助金返還金(不適正分)の返還を可決して以後、執行者は債権集会への出席、裁判所への上申、破産管財人との協議などを重ね、補助金返還請求に係わる債権の回収に取り組んだが回収することができなかった。市が破産申告の際に裁判所に納付した 600 万円の余納金は回収したが、裁判所は損害賠償としての立証、回収可能性の審査から、これ以上の調査は困難であると判断した。
- ②市が破産申立した結果、庄原市工業団地にあった工場、土地、機械等はすべて売却された。
- ③国(農林水産省)は、市がグリーンケミカル(株)の破産について報告したことで、補助事業の中止に係わる返還金(事業中止分)については、庄原市から国への返還金は 0 円であることが了知された。以上の経過によって、本事業は終結した。
- ④市長は、平成 29 年 9 月定例会において、この件に関する債権放棄を行うことが見込まれる。さらには、全事業調査結果の最終報告も行われる時期が来ると思われる。

### (2) 今後の課題

- ①市長は、今後は、補助金事業の実施に当たってはリスク回避を図り適正な事業執行に努めるとして、事業の管理の徹底を市民に確約した。
- ②議会は、すでに、本事業の執行者責任については、「今回の補助金不正受給事件を招

いた主要な要因は市の執行管理の不十分性にあったと判断し、その責任は重大である」と前述の本委員会中間報告で明らかにしてきた。市長は、本事業の執行については違法と判断される点はないとして執行者責任を否定し、その是非は広島地方裁判所で公判中である。

③本委員会は、議会責任についてあらためて協議し、次のとおり結論とした。

## 2. 議会の責任

### (1) (株) ジュオンの補助金問題

- ①議会は、市長の行政企画に関して、調査検討して、市長企画（政策内容）について可否を議決する。その市長の政策内容について、関連する予算案を議決するが、全ての詳細な内容までを把握するのは困難である。政策（事業）に必要な設備、消耗品、人件費等の予算額は、執行者の十分な精査点検によって積算されるものであり、個々の必要物資等の価格が妥当かどうかについては、議論する資料が執行者からは提供されない。
- ②従って、(株) ジュオン関連会社の操作によって、9,400万円の機械設備が5億3,800万円であったという経過は、議会は感知しがたい。この範囲の調査、監督、点検は、執行者が担当する分野である。
- ③事業に関連する個々の機械設備、消耗品費等を妥当なものにすることは、執行者の責務であり、この部分にまで議会が点検監査する事態は、適正な行政執行とはいえない。善良な管理者としての責任を前提とした基本的な信頼関係が不可欠である。
- ④このような前提がないと、議会は予算審査ですべての事業について、「款及び項」の範囲で審査するという前提もくずれる。

### (2) 議会の責任

- ①今回、市長が(株) ジュオンとその関連会社から、「補助金適正化法違反」行為による被害を受けたことは、執行者責任の範疇であり、議会の責任とはいえない。
- ②議会は、木質バイオマス事業の基本視点と政策展開については、有効な政策であり、投資効果もあると判断したものであるが、結果としてこの庄原市とグリーンケミカル(株)の共同事業は失敗に終わった。
- ③この事業に対する予算案の全体額を議会は議決したのであり、この予算の範囲内で、事業を企画し実施するのは、市長である。従って、事業企画の趣旨に変更がなければ、具体的財政執行は市長に全面的に委ねられる。
- ④特に、本事業に関する市長の提案は、事後報告部分が多く、議会が事業計画に関する審議と判断をすることができなかった。(株) ジュオンとの事業協定締結や事業計画の大幅変更に関する執行者説明も事後説明に終始したことは、事業推移に関する議会審査を困難にした。

⑤議会は、市長提案に関して、一般質問等、多様な場で可能なかぎり事業内容と執行者の取組み経過について検証し、提案し、是正をも求めてきた。その範囲内では、本事業に関する議会責任は無いと判断するが、当該事業に関する予算を可決したことは、結果として反省しなければならない。

### (3) 議会の反省すべき事項

- ①実証実験中に新たなプラント事業開始に同意したこと。
- ②繰り返された事業変更が、事後報告で推進されたことへの歯止めができなかったこと。
- ③事業は計画当初から議員、市民等から疑問点が指摘されたが、その内容を議会として十分に検討するだけの慎重性が不足していたこと。

### (4) 今後の課題

議会は前項の総括を踏まえ、議会の権能を一層自覚し、強化するため、議会基本条例をしっかりと踏まえた議会活動に邁進しなければならない。とりわけ、議会基本条例第7条に規定した次のことを再確認する。

#### 庄原市議会基本条例第7条

議会は、市長が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、その政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の有無及びその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置及び将来にわたる効果と費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案並びに執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

### おわりに

本委員会は、市民に約束したこの条例の規定を踏まえた議会活動を行うことを、改めて決意するものである。

なお、本事業に関連する執行者責任について、広島地方裁判所で審理が継続中である。庄原市議会としてはその推移に注目し、平成29年4月から任期を開始する新議会で、この総括を踏まえ、適格な議論が継続されることを特に希望して最終報告とする。

## 審査経過の概要

(木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会)

年 月 日	事 項	調査事項等の内容
平成 26 年 10 月 27 日	第 1 回委員会	正副委員長の互選
平成 26 年 11 月 13 日	第 2 回委員会	<p>審査資料配付</p> <p>資料 1 庄原市木質バイオマス関連事業検証委員会報告書</p> <p>資料 2 全事業調査結果（中間報告）の概要</p> <p>資料 3～資料 5 （11 月 18 日 配付）</p> <p>資料 6 現在までの特別委員会における報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・新エネルギー問題調査特別委員会</li> <li>・庄原市と環境ベンチャー企業（株）ジュオン）との共同事業に関する調査特別委員会</li> </ul> <p>資料 7 これまでの議会としての意思表示（決議等）</p> <p>資料 8 議会だより</p> <p>資料 9 広報しょうばら</p> <p>資料 10 マスコミ関係の報道資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの主な事業経過について確認。</li> <li>・今後の審議スケジュール等について確認。</li> <li>・付託事項審査のため委員の意見を聴取。</li> </ul>
平成 26 年 11 月 18 日	第 3 回委員会	<p>審査資料配付</p> <p>資料 3 本会議における当該事業に関する会議録</p> <p>資料 4 一般質問における当該事業に関する会議録</p> <p>資料 5 議員全員協議会における当該事業に関する会議録</p> <p>資料 11 『みどりの環』経済戦略ビジョン</p> <p>資料 12 庄原市バイオマスタウン構想</p> <p>資料 13 庄原市地域新エネルギー重点ビジョン報告書</p> <p>資料 14 バイオマス利活用事業に関する事例と現状に関する資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中四国農政局管内の事例等</li> <li>2. 中国地域における木質バイオマス利活用の現状と課題に関する調査</li> </ol>

		<p>3. バイオマスの利活用に関する政策評価&lt;評価結果及び勧告&gt;</p> <p>資料 15 (11月26日 配付)</p> <p>資料 16 請求があつてから20日以内に支払う根拠</p> <p>資料 17 熊本県御船町(竹バイオマス問題)の流れに関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの木質バイオマス関連の特別委員会における報告書の確認。</li> <li>・木質バイオマス関連事業検証委員会(第三者委員会)報告書の確認。</li> <li>・今後の委員会開催日程を決定。</li> </ul> <p>○地域バイオマス利活用交付金事業における「補助金等に係る予算の適正化に関する法律違反」の公判に関する資料を執行者へ要求。</p>
平成26年11月20日	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月補正予算審議に当たつての論点を整理。</li> <li>・不適正分補助金返還に係る補正予算審議に関し、以下8項目について、改めて執行者へ説明・資料提出を求めることを確認。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不適正返還金238,062千円の根拠について</li> <li>2. 不適正補助金支出に至つた直接の原因について</li> <li>3. 第三者委員会の報告書に記載された指摘事項に対する執行者の見解について</li> <li>4. 返還しなければならない根拠法令について</li> <li>5. 返還財源に関する具体的な根拠について</li> <li>6. 債権者破産申立について</li> <li>7. 今後における事業整理について</li> <li>8. 行政責任について</li> </ol>
平成26年11月26日	第5回委員会	<p>審査資料配付</p> <p>資料 15 地域バイオマス利活用交付金事業における「補助金等に係る予算の適正化に関する法律違反」の公判に関する資料(告訴の概要等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正分補助金返還に係る補正予算審議に関し、次の3点について、執行者(担当課)の出席を求め説明を受ける。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不適正返還金238,062千円の根拠について</li> </ol>

		<p>(1) 該当する機械・設備等の個別積み上げ金額</p> <p>(2) その金額の妥当性</p> <p>2. 不適正補助金支出に至った直接の原因について</p> <p>(1) どの時点で不適正(過大)となり、なぜそうなったのか。</p> <p>3. 第三者委員会の報告書に記載された指摘事項に対する執行者の見解について</p> <p>(1) 「〇〇すべきであった。」等の表現で指摘された箇所が相当数あるが、それらの指摘をどう受け止めているのか。</p> <p>(2) 検証委員会のまとめにおける指摘事項に対し、それぞれ具体的な回答を求めた。</p> <p>○担当課に加え、副市長、財政課長の出席を求めることとした。</p>
平成 26 年 11 月 27 日	第 6 回委員会	<p>不適正分補助金返還に係る補正予算審議に関し、次の 3 点について、執行者(事務副市長、財政課長担当課)の出席を求め説明を受ける。</p> <p>1. 返還しなければならない根拠法令について</p> <p>(1) 根拠法令、例規及びそれらの適用の妥当性</p> <p>2. 返還財源に関する具体的な根拠について</p> <p>(1) グリーンケミカルからの返還金が見込めない中で、市が返還する場合の財源は</p> <p>(2) 予算執行事務として、3 月補正あるいは収入未済等の処理が考えられるがいかに</p> <p>(3) グリーンケミカルから返還金が確保されないとする最終目途・処理は</p> <p>3. 債権者破産申立について</p> <p>(1) 破産申立を行う意図</p> <p>(2) 所要経費の根拠</p> <p>※国庫補助金返還財源について議論</p> <p>○農林水産省中国四国農政局の訪問について検討</p>
平成 26 年 12 月 3 日	第 7 回委員会	<p>不適正分補助金返還に係る補正予算審議に関し、次の 3 点について、執行者(事務副市長、事業副市長、財政課長、担当課)の出席を求め説明を受ける。</p> <p>1. 今後における事業整理について</p> <p>(1) 当該問題事案を最終整理するまでのスケジュ</p>

		<p>ール概要</p> <p>2. 行政責任について</p> <p>(1) 当該問題事案に対する行政責任をどのように認識しているか。</p> <p>○補助金返還に関する経過確認のため、農林水産省中国四国農政局訪問を打診した結果、次の2点について、電話により回答を受ける。</p> <p>1. 補助金適正化法第17条第2項の適用理由</p> <p>2. 同法第18条第3項に定める返還の期限延長等の適用の可否</p> <p>○平成20年度及び平成21年度地域バイオマス利活用交付金（木質バイオマス利活用プラント整備事業）に係る交付決定の一部取消及び返還命令の報告を受ける。</p>
平成26年12月4日	第8回委員会	<p>これまでの議論に対する全体的な討論</p> <p>1. 委員会としての考え方について議論</p> <p>2. 委員長報告とりまとめに向けた基本的な考え方に対する討論</p> <p>○財源修正についての考え方等について、関係機関へ協議</p>
平成26年12月8日	第9回委員会	<p>審査資料配付</p> <p>資料18 株ジュオンの決算報告書</p> <p>○関係機関からの回答結果をもとに、次の3点を確認</p> <p>1. 財務上では、修正案の考え方が適正である。</p> <p>2. 特定財源とすることは、不透明な方法であり、財源を明確にすべきである。</p> <p>3. 主要な根拠法令は、地方自治法第208条第2項及び地方財政法第3条第2項による。</p> <p>・補正予算修正案の検討</p> <p>・委員長報告案について、議員間で議論</p>
平成26年12月9日	第10回委員会	<p>・委員長報告最終案について確認</p> <p>・補正予算修正案について確認</p>



平成 26 年 12 月 11 日	第 11 回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷口委員外 6 名より、庄原市一般会計補正予算(第 6 号) に対する修正案の提案あり。</li> <li style="padding-left: 2em;">採決結果：全員一致で可決</li> <li>・庄原市一般会計補正予算(第 6 号) 修正部分を除く原案について採決</li> <li style="padding-left: 2em;">採決結果：全員一致で可決</li> </ul>
平成 26 年 12 月 12 日	平成 26 年第 7 回市議会定例会	本委員会に付託された、平成 26 年度庄原市一般会計補正予算(第 6 号) に対する木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会として審査結果を委員長より報告。
平成 27 年 1 月 14 日	第 12 回委員会	<p>今後の取り組み方針(特別委員会の進め方)について協議し、以下のことを確認</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的にバイオマス事業開始からプラント事業中止までの全経過を検証する。</li> <li>2. 全経過を時系列に、主要な 5 期間に区分して検証する。</li> <li>3. 経過を、「本会議議論 予算審議」「全員協議会議論」「一般質問関連」「全事業調査関連」「検証委員会関連」に区分し、委員 4 班に区分して担当別調査を進める。</li> </ol>
平成 27 年 1 月 22 日	第 13 回委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業経過の検証(第 1 期)について 平成 19 年 3 月 ジュオンとの協定締結から 平成 21 年 3 月 補助金交付決定まで</li> </ol>
平成 27 年 1 月 29 日	第 14 回委員会	<p>審議資料配付</p> <p>資料 19 庄原市と環境ベンチャー企業(株)ジュオン)との共同事業に関する調査特別委員会摘録</p> <p>資料 20 産業建設常任委員会摘録【抜粋】(庄原市と環境ベンチャー企業〔株)ジュオン)との共同事業関連</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 26 年 12 月 19 日以降の当該事業に関する取り組み状況について(執行者より説明)</li> <li>2. 事業経過の検証(第 2 期)について 平成 21 年 3 月 補助金交付決定から 平成 22 年 11 月 ジュオン破産宣告まで</li> </ol>

平成 27 年 2 月 5 日	第 15 回委員会	1. 事業変更の経過と議会検証・議論について 2. 事業経過の検証（第 3 期）について 平成 22 年 11 月 ジュオン破産宣告から 平成 23 年 12 月 不正発覚まで
平成 27 年 2 月 12 日	第 16 回委員会	1. 事業経過の検証（第 4 期）について 平成 23 年 12 月 不正発覚から 平成 25 年 4 月 現市長就任まで 2. 百条委員会設置請願に対する議会対応、請願不採択の理由について検証
平成 27 年 2 月 19 日	第 17 回委員会	1. 事業経過の検証（第 5 期）について 平成 25 年 4 月 現市長就任から 平成 26 年 12 月 補助金返還まで
平成 27 年 3 月 6 日	第 18 回委員会	1. 平成 27 年 1 月 30 日以降の木質バイオマス利活用プラント整備補助事業に関する取り組み状況について（執行者より説明） 2. 全体のまとめについて これまでの検証をもとに、まとめの方向性等について議論、委員長報告（素案）について意見交換
平成 27 年 3 月 10 日	第 19 回委員会	委員長報告案の内容検討
平成 27 年 3 月 17 日	第 20 回委員会	委員長報告案（最終）について確認 委員長報告（中間報告）を 3 月 25 日、3 月定例会最終日を行うことを確認
平成 27 年 3 月 25 日	平成 27 年第 1 回市議会定例会	木質バイオマス利活用プラント整備補助事業調査特別委員会（中間報告）
平成 27 年 8 月 24 日	第 21 回委員会	住民訴訟について
平成 27 年 9 月 14 日	第 22 回委員会	訴状について バイオマス関連事業の平成 26 年度決算状況について
平成 28 年 8 月 17 日	視察	第 6 回口頭弁論視察（傍聴）
平成 28 年 11 月 22 日	第 23 回委員会	木質バイオマス利活用プラント整備補助事業に係る住民訴訟の状況について
平成 29 年 2 月 24 日	第 24 回委員会	付託事件の最終報告について
平成 29 年 3 月 3 日	第 25 回委員会	付託事件の最終報告について